

## 専決処分の報告について

契約変更について、その変更が議会の議決を経た契約金額の 1 割以内の増額又は減額で、かつ、その増減額が 3,000 万円を超えない額であるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、指定された市長の専決処分事項として、以下の事案について専決処分をしたので報告します。

1. 事案概要 狛江市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託（覚東幹線分）の契約の一部変更について
2. 受託者 公益財団法人 東京都都市づくり公社
3. 変更内容 当初 金250,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
変更 金254,789,280円（消費税及び地方消費税を含む）  
増額 金4,789,280円
4. 変更理由 執行金額の確定のため
5. 専決処分日 平成31年 1 月 31 日